

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ・5年生におけるスクールカウンセラー等による全員面接、3年生から6年生で実施するアセス(学級適応感尺度)、全学年実施のふれあいアンケートの活用等により、児童同士の関わり合いや児童の抱えている悩み等について把握し、必要に応じて指導、支援を行う事でいじめや不登校の未然防止及び早期発見、早期対応に努める。
- ・児童の健全育成のために、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識をもたせる。
- ・全校で気持ちの通い合うあいさつの励行に取り組む。
- ・明るく落ち着いた学校生活を送らせるために、清掃活動や靴揃え、傘立て、ロッカーの整理整頓など、環境整備に取り組ませる。
- ・児童の生活指導に係る情報を、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが共有し、全教育活動及び放課後等を通して、一貫した指導、支援を行う。
- ・「八小 SNS・ネットルール」を活用し、インターネット及び SNS 等の適切な利用について家庭へ呼びかけるとともに、社会情勢に合わせて「八小 SNS・ネットルール」の更新を行う。また、一人1台端末の安全な使用の仕方についても、安全指導の時間等に指導する。

イ 進路指導

- ・各教科の学習及び特別活動を通して、児童の自己理解・自己管理能力や課題対応能力、人間関係形成・社会形成能力を育成する。
- ・生活科や総合的な学習の時間、社会科の学習において、様々な職業の地域人材を招聘し、児童のキャリアプランニング能力及び職業観、勤労観を育成する。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

ア 特別支援教育の充実に関わること

- ・特別支援教育コーディネーターを中心に定期的に校内委員会を開き、通常学級内で支援が必要な児童の状況を共有して、学級内での指導に生かす。
- ・客観的な視点で児童の実態把握および支援レベルを確認するためにチェックリストを活用する。
- ・ユニバーサルデザインの視点により、掲示物を精選したり提示資料等の教材を作成したりすることで、児童が集中して学習に取り組める環境を整える。

イ 帰国児童や外国人児童の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

- ・外国人児童・生徒等教育担当コーディネーターを中心として、保護者と連携して個別の指導計画を作成し、日本語指導員等を活用して個の習熟に応じた指導を行う。

ウ 不登校児童への配慮に関わること

- ・保護者と連携して家庭訪問や登校支援を行うとともに、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図る。